



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 大和重工株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 保昭
(コード：5610、東証第二部)
問合せ先 執行役員
総務部長兼経理部長 西田 伸之
(TEL 082-814-2101)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年3月29日開催予定の第134回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年7月1日

(4) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株とする株式併合を実施するものであります。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の4,000万から400万株に変更することといたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成30年7月1日をもって、平成30年6月30日（実質上は平成30年6月29日です。）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済総数（平成29年12月31日現在）	13,580,000 株
株式併合により減少する数	12,222,000 株
株式併合後の発行済総数	1,358,000 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数（平成29年12月31日現在）	4,000万株
株式併合後の発行可能株式総数	400万株

⑤株式併合による影響

株式併合により、当社の発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年12月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	1,292 名（100.00%）	13,580,000 株（100.00%）
10 株未満	86 名（6.66%）	112 株（0.00%）
10 株以上	1,206 名（93.34%）	13,579,888 株（100.00%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合をおこなった場合、10株未満の株式を所有されている株主様86名は株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①公告方法の変更

電子公告制度の採用による周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事情により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。（効力発生日は、本株主総会終了後の平成30年3月29日になります。）

②発行可能株式総数及び単元株式数の変更

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するとともに、上記「2. 株式併合」に記載のとおり株式併合の割合に応じて発行可能株

式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

なお、現行定款第6条及び第8条の変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって効力を生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後はこれを定款から削除するものいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
第5条（公告方法） 当社の公告は、 <u>官報に掲載する。</u>	第5条（公告方法） 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>400万株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	附則 <u>第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成30年7月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成30年2月14日
定時株主総会決議日	平成30年3月29日
公告方法の変更（第5条）の効力発生日	平成30年3月29日
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年7月1日
株式併合の効力発生日	平成30年7月1日
定款の一部変更（第6条及び第8条）の効力発生日	平成30年7月1日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年7月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年6月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

以 上